

## 〈研究ノート〉

# 無戸籍児支援の現状と課題

——子ども家庭相談の視角から——

近 藤 真 由 子

## はじめに

2017年6月10日現在、全国に693人の無戸籍者・児がいると法務省より報告された<sup>(1)</sup>。しかし、無戸籍問題に詳しい井戸（2016）<sup>(2)</sup>によれば、民法772条の規定等により、一時的に無戸籍状態になる人が年間約3000人、そのうち調停や裁判などで決着がつかずそのまま無戸籍のままで固定化する人が年間約500人程度と推定され、直近20年間で1万人には積みあがっているのではないかと述べている。

民法772条とは、「1. 妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。2. 婚姻の成立の日から二百日を経過した後又は婚姻の解消若しくは取消しの日から三百日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。」というものである。例えば、離婚手続きが進まず別居状態が続いている間に、夫以外のパートナーとの間にもうけた子どもが婚姻中または離婚後300日以内に生まれてしまうと、（前）夫の戸籍に入ることとなる。それを避けるため、やむなく出生届を出せず無戸籍になるのである。いわゆる「300日問題」と言われ、近年、新聞報道<sup>(3)</sup>やドキュメンタリーの放送、民間団体の動きなどから社会的関心が高まり、後述するようにさまざまな救済措置の動きも出ている。このような流れの中、法務省が把握した無戸籍の学童児童生徒191人（小学生相当年齢154人、中学生相当年齢37人）に対する就学状況等の調査<sup>(4)</sup>では、要保護（生活保護受給）および準要保護（就学援助受給）児童生徒として認定されている割合は、それぞれ11.6%、28.9%で、合わせれば約4割の児童生徒が貧困状態であるこ

とが明らかとなった。子ども期の貧困は単にお金がないことにとどまらず子どもの成長発達への影響や将来への不安要因となることが指摘されている<sup>(5)</sup>。さらに生活上の課題がある児童生徒は14.7%、学力や学習状況に課題がある児童生徒は23.7%と報告されている。このような結果を鑑みると戸籍がない事に伴う困難やそれに至るまでの経緯から生じる困難があり、貧困の問題とも重なっていることが推測される。

無戸籍である子どもたちとその家族が多く存在し、また民法772条の規定のある限り今後も無戸籍児が生まれる可能性を考えれば、彼らがいかなる経緯から困難を抱えやすくなっているのかを検証し福祉的支援を検討する必要がある。特に子ども家庭相談では、子どもの権利を擁護し心身ともに健やかな成長を保障するために、子どもだけでなくその保護者の支援も必要であるとされており、その実施主体は児童相談所だけでなく市町村を中心に多様な機関の連携による相談・支援が行われている。

そこで本稿では、特に300日問題等で出生届の出せない子ども及びその家族について、それはどのような課題と重なり合うのか、どのような支援が必要かを、子ども家庭相談の立場から考察し問題提起としたい。

## 1. 無戸籍児支援の現状

### (1) 無戸籍になる経緯

無戸籍になる理由としてはいくつかあり<sup>(6)</sup>、先にも述べた通り「300日問題」によるものが多いとされているが、貧困や保護者の意識不足、虐待や借金問題等様々な事情で子どもの出生届を出さ

ない・出せないケースも存在し、実数も把握できず深刻な状況が予想される。その点で言えば「300日問題」であれば、一定の手続きや調停・裁判を行えば無戸籍は解消できる可能性は高い。しかし、そこには大きな課題があることを示しておきたい。

「300日問題」による場合は、嫡出推定を覆すための調停や裁判を起こして、前夫の子どもであることを否定することとなる。その調停や裁判<sup>(7)</sup>は、「嫡出否認」「親子関係不存在確認」「強制認知」であるが、「嫡出否認」については前夫からしか認められておらず、「親子関係不存在確認」の調停等でも、前夫への事情聴取や出廷などが求められる、特にDVなどで前夫との接触を恐れる妻にとっては高いハードルとなる。DV以外にも様々な事情が存在するが、いずれにしても全く血縁関係のない前夫の子どもになってしまうことを避けるために出生届を出せず、またそれを否定するための調停・裁判を諸事情により起こさないまたは起こしても不成立などにより、無戸籍のままの事態が少なからず生じているのである。さらに母子関係を証明する書類（出生証明書等）がないことや裁判費用の捻出が困難・時間的制約などの物理的負担、調停・裁判そのものに対する心理的負担などにより、あきらめてしまわれることも少なくない。

そもそもこの民法772条の嫡出推定は、その子どもの父親を確定するためのいわば「子どもの福祉」を守るための法律であったが、皮肉にも今日ではそのことが障壁となる事態が生じているのである。

## (2) 無戸籍児への救済措置とその課題

2007年には厚生労働省より当該市町村での居住等の確認ができれば、戸籍及び住民票に記載のない子どもも、児童手当・児童扶養手当・保育所入所・母子保健に関する事業<sup>(8)</sup>、予防接種<sup>(9)</sup>の対象とするよう自治体に通知された。また同年、離婚成立後の妊娠であっても早産などのため、離婚後300日以内に出生した場合は、離婚後の妊娠であると医学的な証明書があれば、実父の子どもとして戸籍が作成できるようになった<sup>(10)</sup>。また、

旅券についても、人道上やむを得ない理由により、戸籍への記載を待たずに渡航しなければならない特別な事情があると認められるときに限り、旅券発給申請ができるようになった<sup>(11)</sup>さらに2012年総務省から、通知<sup>(12)</sup>が出され、一定の条件のもと住民票が作成可能となり、文科省からは、児童の教育を受ける権利の保障の観点で示され、各教育委員会等関係機関へ無戸籍児への就学の徹底と支援の充実への取り組みについて通知された<sup>(13)</sup>。法務省もホームページ<sup>(14)</sup>やポスターなどで啓発し、法務局等への相談へつながらようような動きが日本全国に広がりつつあり、自治体独自で無戸籍者・児支援に乗り出しているところもある<sup>(15)</sup>。

このように、近年一定の配慮がなされ、今の無戸籍の子ども達は一見生活上の不便は解消されたかのように見える。しかし、現在の無戸籍児・者に対するいくつかの改善や対応については、「事案に即した個別の救済は、評価できるものの、不安定さと不確かさが拭えない」と、指摘されている<sup>(16)</sup>。むしろ一定の不便さがなくなったために無戸籍のままの状態を固定化してしまいかねない。当事者が訪れる窓口から生活課題や当事者の悩みを受け止められているか、また把握できたとしてもそれを専門機関へつなぐことができていくかどうか不明である。1万人はいると言われる無戸籍者・児がそもそも相談につながっていない可能性が高くそれは一体なぜか、次章では無戸籍問題と重なり合う課題を歴史的経緯も踏まえて検証し示していくこととする。

## 2. 無戸籍問題と重なり合う課題

### (1) ジェンダーと無戸籍

民法772条や女子のみに制限される再婚禁止期間<sup>(17)</sup>の存在など、現行法制度には、ジェンダーに基づく差別的取扱い、あるいは女性の権利侵害として批判的に検討すべき問題が数かぎりなく含まれていると指摘されている<sup>(18)</sup>。民法制定時の家父長制度こそ衰退を見せたが、高度経済成長期には新たな家族像が作り上げられていった。性別役割分業に基づく「夫は仕事、妻は家事・子育てを行って豊かな家族生活をめざす」という家族モ

デル<sup>(19)</sup>が出来上がっていった。それに伴い、当時の厚生省児童局長であった黒木は「児童の問題は家庭の問題」と述べ、ボウルビイの愛着理論を利用しとりわけ母親の育児の重要性を強調した<sup>(20)</sup>。情緒障害や非行少年などの子どもの問題は家庭問題が大きな要因となっているとし、「良い子は健全な両親、特に良い母親とその家庭から生まれる<sup>(21)</sup>」と述べていた。「母性愛」や「三歳児神話<sup>(22)</sup>」という言葉とともに、私的領域の中で「良い母親」になることが、女性の標準の生き方として支持され、少なからず現在も規範として残っている。そのため、民法 772 条の規定に係る無戸籍の場合、法律的離婚成立前に妊娠した女性の行動は標準から逸脱したものと捉えられ、その結果生じる問題は支援すべきものというより、どこか懲罰的な見方がなされてきたと考えられる。

このような社会であれば、DV により被害を受けていた女性であっても、夫以外の男性の子どもを出産することで、被害者であることをさらに水面下に押しやることになる可能性がある。すなわち前夫からの恐怖と世間からの非難という二重の苦しみを覚えることとなるのではないだろうか。

## (2) 社会変化と無戸籍

戦前の日本では、一家そろって戸籍がなくても、隣近所で互助の精神がはたらき、特段の不便も生じなかったようである<sup>(23)</sup>。また、無戸籍問題は 1965 年以前にはあまりなかったとも言われている。それまでも民法 772 条の規定により、前夫の嫡出推定が及ぶ出産もあったであろうが、自宅分娩<sup>(24)</sup>が多かったため、出生日を変更するという原始的な方法で対処していたという事例もある<sup>(25)</sup>。しかしその後、多くの無戸籍児が生まれていたにもかかわらず、最近まで大きく表面化しなかったのは、高度経済成長による都市化・核家族化・地域の希薄化が、無戸籍児の存在を隠すこととなったのではないだろうか。それまでの地域社会の中では子どもの誕生は、むしろ隠すことが難しかっただろうが、希薄化した社会の中では、無戸籍であっても知られずに済んだのかもしれない。先述したように、1960 年ごろになると、児童福祉行政は変容を遂げた。戦後の浮浪児対策が

一段落つき「特に人口の資質向上対策に力を注ぎ、将来の経済発展のためにも、長期的な視野にたって、児童の資質を健康の上でも社会的な適性の上でも向上させる対策を、計画的に、しかも強力に推進<sup>(26)</sup>」されていった。こうして新しい家族モデルを基本とし、要保護児童<sup>(27)</sup>だけでなく、家庭にいる一般児童の「健全育成」が推進された。特に、地道な保健指導の賜物としてわが国の乳児死亡の低下はめざましく、乳児死亡率は昭和 22 年の出生 1,000 対 76.7 から昭和 30 年には 39.8 と急速に低下し、昭和 40 年には 18.5 と 20 の大台を下回り、諸外国との比較においても低死亡率国群に属したと報告されている<sup>(28)</sup>。1965 年には児童福祉法から母子保健法が独立し、母子保健指導・サービスのますますの充実化が図られていった。

このようなすべての児童に対する健全育成策、周産期における保健指導の充実化にもかかわらず「戸籍がない」ことで、逆に無戸籍児はこのような制度・サービスから距離を置かれることになってしまったと思われる。日本国民として受けられる行政サービスの増加にともない、戸籍がないことのデメリットが増加したともいえる。さらに、何よりも「健全さ」を強調されることで、「健全でない」と烙印を押されかねない家族は、ますます社会の周縁に追いやられていったとも考えられる。

## (3) 子どもの権利と無戸籍

子どもの権利に関する条約、第 7 条では「児童は、出生の後直ちに登録される。児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する」とされている。すなわち、登録（日本の場合、戸籍に記載）されることで、その存在を国家によって認知され、権利擁護や福祉サービスを受取り、誘拐・遺棄・人身売買等の危険が減じられるのである<sup>(29)</sup>。さらに、戸籍が様々な権利の基礎となることに加えて、遠藤（2017）は「近代日本社会では戸籍法が『国民』や『家族』をめぐるある種の道徳と言うべきものを生み出してき

た。その積年の効果として『日本人』であるならば必ず戸籍を持っているとか、どこの『籍』にも入っていないのは普通でないというような、戸籍をめぐる集合意識が出来上がっている」<sup>(30)</sup>と述べている。戸籍は、日本での社会生活の中で、なければ不利益ということだけでなく、自身のアイデンティティと関わって大きな意味を持つと言える。特に子ども期には自己肯定感の涵養や青年期のアイデンティティ獲得の過程で、「戸籍がない」そしてそれに伴う生活のしづらさを体験することでその精神発達に大きな影響を及ぼしかねない。現在では就学できているケースが増えたが、義務教育さえ受けず成人となられた方にとっては、教育を受ける権利をはく奪された上に、それにより派生する様々な困難が生じているケース<sup>(31)</sup>からも明らかである。

しかし、無戸籍であっても就学が認められていたケースも存在し、文科省等の通達前には各自治体の担当者の対応にばらつきがあったと言われている。1967年住民基本台帳法が制定され、住民基本台帳に基づき学齢簿が作成される事になったが、「住民基本台帳に記載されていない者であっても、当該市町村に住所を有するものであれば、この者についても学齢簿を編製すること。この場合において、教育委員会は、住民基本台帳に脱漏または誤載があると認める旨をすみやかに当該市町村長に通知すること（住民基本台帳法第13条）」となっている<sup>(32)</sup>。すなわち、戸籍・住民票がないために就学させられないという記述はなく、無戸籍であっても義務教育は受けていた方も多くいる。保護者の誤認または意識的に申し出がなかった場合も少なくないが、保護者が自治体等へ申し出た場合であっても戸籍や住民票に記載がないことで就学が認められなかったケースも存在する。就学に限らず、行政サービスも配慮ができた可能性も高い。これらは法律そのものの壁ではなく、「硬直的な対応」の壁と言える。無戸籍問題が、保護者の責任問題や単なる法律の問題・手続きの問題とされることで、この点に関して看過されてきた事の重大さに向き合う必要がある。

### 3. 無戸籍児とその家族への支援についての検討

民法が変わらない現状の中、今後も生まれる可能性がある無戸籍児とその家族への支援を考えていきたい。前章で検証したように、当事者が支援を受けにくい状況を鑑み、以下では、現状考えられる子ども家庭相談における支援を提案していく。

#### (1) 母親および家族全体の支援

離婚がすぐに成立しない背景には、DVなどの深刻な事情が存在する。少なくとも離婚を選択する背景には夫婦の何らかの確執や家族問題があるからである。しかし裁判により「嫡出否認」や「親子関係不存在確認」などを起す場合、少なからず前夫との接触が必要である。顔を合わせないような配慮が施されたとしても、前夫に子どもが生まれたという事実は知れることとなる。またどんなに厳重な配慮がなされたとしても、特にDVの場合精神的苦痛からは逃れられず、公的機関への相談すらためられる事態もある<sup>(33)</sup>。無戸籍であることに後ろめたさを感じておられることも少なくない。また、冒頭でも約4割の家庭が貧困状態であることを示したが、ひとり親家庭である場合も多いと推定される。個人的な不幸な問題・親の責任・民法に反した行動などという見方も少なくないなか、無戸籍の問題の背景にはジェンダー問題を少なからず含み、当事者が沈黙せざるを得ない状況<sup>(34)</sup>であることを支援者は認識し、慎重かつ積極的なアプローチが求められる。

また、子どもの権利保障の観点から、母親に対して「どんなに苦しくても手続きをするべき」とする意見も少なくない。しかしながら、「無戸籍状態は大変だが、当事者たちにとってはそのほうが『まだマシ』もしくは『子どもを守る』がための『究極の』選択」<sup>(35)</sup>なのであり、手続きに積極的に動けない母親に対して叱咤激励だけでは事態は進展しない。手続きに至るまでの寄り添い支援によりエンパワメントすることが必要である。また、無戸籍児のきょうだい（姉・兄）については、面前DV被害つまり心理的虐待である場

合も少なからずありきょうだいへの配慮も必要である。DV 支援等の専門家との連携あるいはコンサルテーション、ひとり親の場合はひとり親支援との連携も視野に入れ支援体制を構築する必要がある。

## (2) 周産期における母子保健等との連携による支援

民法 772 条の規定により前夫に嫡出推定が及ぶ場合、それを否定するための親子関係不存在確認調停の申し立ては、生後 1 か月以内までが約 72 %、2 か月以内までが約 87 % となっている<sup>(36)</sup>。また、状況によっては調停・裁判がどれほどの期間を要するかケースバイケースであり、DV などの個別事情によっては手続きに取り掛かるまでの様々な困難が予想される。つまり産後の母親の体調が戻らないうちから大きな負担を強いられることになる。そのため、必要があれば妊娠中から相談につながるような体制が望ましい。深刻な状況にある場合は、要保護児童対策地域協議会<sup>(37)</sup>における支援を開始することも可能であろう。このシステムを利用することで守秘義務が徹底され多職種による支援も可能となる。まずは、妊娠の届け出時（母子手帳発行時）の丁寧な聞き取りや、当事者へ支援の途があることを周知することが必要である<sup>(38)</sup>。また医療機関等で出生の確認がされたにもかかわらず、出生届がない場合や困難状況を把握した場合は、何らかの事情があると判断でき支援の手を差し伸べることも不可能ではない。平成 28 年児童福祉法改正により「児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1 項及び第 2 項」の規定が、新設された<sup>(39)</sup>。日頃から接する機会の多い、病院、診療所、児童福祉施設、学校等が、要保護児童だけでなく、要支援児童、特定妊婦と思われる者を把握した場合には、当該者の情報を現在地の市町村に提供するよう努めなければならないこととされている。また、妊娠の届け出をしなかったり、医療機関で出産しない場合は把握が非常に困難となるため、各関係機関の少しの関心と情報提供が支援につながる可能性が高まるのである。それにはまず、各関係機関の支援者が「無戸籍問題」とその背後にある困難等を知り、いかなる支

援が必要かをあらかじめ共有しておく必要がある。

## (3) 子どもの権利を守るための支援

2016 年の児童福祉法改正では、その理念が明確化され、子どもが権利の主体であることなどが明文化された。さらに、児童福祉法第 10 条の 2 に基づき、市町村には子ども等に対する必要な支援を行うための拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点）を整備することが努力義務とされ、子どもの最善の利益等が意識された「市町村子ども家庭支援指針」<sup>(40)</sup>も策定された。こうした動きは非常に評価すべきものであるが、各市町村において現実にそれを担う専門性のある支援者の確保がどこまで可能か疑問が残る。

児童福祉法では、「すべての子ども」を対象とすることを、自明のものとしてきた。しかし、実際には、多くの困難を抱える子どもを見過ごしてきたといえる。「すべての子ども」は「見える子ども」のみであったことを反省しなければならない。ここでいう「見える」とは、「その子どもの思いや生活・将来に想像を巡らすことができる」としたほうがよいだろう。しかし各支援者の価値観・立場・知識不足・連携不足などにより想像を巡らす範囲が狭いがゆえにニーズをニーズと捉えることができず、支援が届かないことが少なからずある。これは虐待・DV・貧困・居所不明児・いじめ等の問題も同様である。社会問題化や法的整備からこれらの問題の認識が広がっているが、子どもやその家族に関わる支援者は社会問題化や法的整備を待つまでもなく、声を出せない子どもに代わってそのニーズを発見していく専門性と一定の経験が必要である。子どもの権利を守るとは、時に家族支援と矛盾する場合もあり、特に無戸籍問題の場合は、先にも述べたように母親の支援と相反することが生じる。子どもの最善の利益を優先させながらも、複眼的な視点で支援を考えていく専門性も求められる。

## おわりに

今回は、子ども家庭相談の立場から問題提起の意味を含めて考察した。しかし事例や公的資料に

制限があり具体性に欠けることが課題である。また、無戸籍のまま成人となられた方への支援については今回検討できていない。今後支援実績の積み重ねを検証し支援者への調査を試みたい。

戸籍がないというまさに子どもの権利侵害の状況は、単に「法律の問題」「手続き上の問題」だけではなく、その背景に潜むジェンダーに関わる問題・健全育成からの排除・支援者の課題が複雑に絡み合いながら生じてきたという事を整理した。特に、法律の壁だけでなく、当事者と直面する担当者の硬直的な対応が、子どもの様々な権利をはく奪してきた事実も少なからず存在する。無戸籍者支援の専門窓口の有無にかかわらず、子どもに関わる関係機関や行政機関などの関心と連携がなければ支援は成り立たない。現在、包括的な子ども家庭相談体制を構築し「切れ目のない支援」が目指されているなか、この無戸籍児支援を考えることは、見えにくい困難を抱える子どもとその家族への包括的な支援の試金石となるのではないだろうか。

#### 注

- (1) 法務省民事局民事第一課長「戸籍に記載がない者に関する情報の把握及び支援について（依頼）」法務省民一第817号、平成26年7月31日より実態把握が始まった。
- (2) 井戸まさえ「無戸籍の日本人」集英社、2016、21ページ
- (3) 毎日新聞社会部「離婚後300日問題無戸籍児を救え！」明石書店、2008では、新聞報道の内容をまとめ、無戸籍者支援の経過が詳細に述べられている。
- (4) 文部科学省初等中等教育局教育制度改革室「無戸籍の学齢児童生徒の就学状況に関する調査の結果について」（2016年7月29日現在）
- (5) 阿部彩「子どもの貧困－日本の不公平を考える」岩波新書、2008をはじめ、多くの研究者により指摘されている。
- (6) 「無戸籍」は厳密に言えば、次の4通りに分類できる。「①記載されるべき戸籍に記載されていない。②もともと記載されるべき戸籍がない③はじめは戸籍に記載されていたが、戸籍から抹消された。④記載されていたが戸籍が消失した」である。①が最も一般的パターンであり、民法772条に係

る300日問題によるものはこのカテゴリーとなる。遠藤正敬「戸籍と無戸籍－日本人の輪郭」人文書院、2017 57-59 ページ

- (7) 法務省ホームページ「無戸籍の方が自らを戸籍に記載するための手続等について」（[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji\\_04\\_00047.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji_04_00047.html) 2017. 8. 11 閲覧）に詳細が示されている。
- (8) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課「戸籍及び住民票に記載のない児童に関する児童福祉行政上の取り扱いについて」（事務連絡）平成19年3月22日  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）、内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課「無戸籍の児童に関する児童福祉行政上の取り扱いについて」（事務連絡）平成28年10月21日
- (9) 厚生労働省健康局結核感染症課「戸籍及び住民票に記載のない児童への定期の予防接種の実施取り扱いについて」（事務連絡）平成19年6月20日
- (10) 法務省民事局「婚姻の解消又は取消し後300日以内に生まれた子の出生の届出の取扱いについて」平成19年5月7日、しかし300日問題にかかるケースの1割程度の救済にしか過ぎない
- (11) 外務省「旅券法施行規則の一部を改正する省令」（平成19年外務省令第9号）
- (12) 総務省自治行政局住民制度課長「出生届の提出に至らない子に係る住民票の記載について（通知）」総行住第74号、平成24年7月25日
- (13) 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長「無戸籍の学齢児童・生徒の就学の徹底及びきめ細かな支援の充実について（通知）」27初初企第12号、平成27年7月8日
- (14) 前掲(7)
- (15) 2014年から兵庫県明石市はワンストップの専門相談窓口を設けており、すでに相談支援の実績を重ねている。又岩手県一関市は保健師や専門スタッフが全妊婦と面談し実態把握に努め戸籍係と連携し、支援につなげ、職員でマニュアルを共有している。さらに2016年10月からは滋賀県でも社会福祉士会による専門相談が開設されている。
- (16) 吉田仁美「いわゆる300日問題と無戸籍の子の人権保障」『関東学院法学』第20巻第4号、関東学院大学法学会、2011、131ページ
- (17) 民法773条には女子のみ再婚禁止期間が6カ月となっていたが、平成28年6月1日民法の一部を

- 改正する法律により 100 日に短縮された。(同月 7 日公布・施行)
- (18) 辻村みよ子「ジェンダーと法」第 2 版, 不磨書房, 2010, 4 ページ
- (19) 山田昌弘はこれを「戦後家族モデル」と呼んでいる。山田昌弘「迷走する家族－戦後家族モデルの形成と解体」有斐閣, 2005
- (20) 黒木利克「日本の児童福祉」良書普及会, 1964, 64～65 ページ, 「愛着」は, 子どもと特定の大人との間で形成されるものであり母親だけに限定されるものではないが, この時代には母親を家事や子育てに囲い込むためにうまく利用されたのである。
- (21) 同上書, 248 ページ
- (22) 「厚生白書平成 10 年版」で「三歳児神話」は「もはや合理的な根拠はない」と記載
- (23) 前掲(6), 192 ページ
- (24) 1950 年時点では自宅分娩が 95.4% とほとんどを占めていたが, 1960 年には 49.9%, 1970 年にはわずか 3.9% になっている。母子衛生研究会編「母子保健の主なる統計平成 27 年度」47 ページ
- (25) 前掲(2), 56 ページ
- (26) 厚生省「厚生白書 昭和 35 年版」1960, 第二部各論 第四章児童福祉と母子福祉 第一節 児童福祉の動向
- (27) 保護者がいないまたは保護者に監護させることが不適当と認められる児童(児童福祉法第 6 条の 3 第 8 項)
- (28) 厚生省「厚生白書 昭和 41 年版」1966, 第八章児童と家庭の福祉 第一節 児童福祉施策の現状と動向
- (29) 喜多明人他「逐条解説子どもの権利条約」日本評論社, 2009, 84-88 ページ
- (30) 遠藤正敬「戸籍と国籍の近現代史－民族・血統・日本人」明石書店, 2013, 15 ページ
- (31) 明石市の支援事例では, 義務教育が受けられなかった 40 代の男性に対する学習支援が行われた。また関東地方の 34 歳の女性についても記事となっている「無戸籍のまま大人になった 34 歳「学ぶ日々」取り戻す」朝日新聞, 2016. 9. 7
- (32) 文部省「住民基本台帳法の制定に伴う学校教育法施行令および学校教育法施行規則の一部改正について」(通達)(昭和 42 年 10 月)
- (33) 「「必ずお前を殺す」夫の杜絶 DV, 母娘孫無戸籍 30 年の悲惨「民法の壁」へ苦悩の提訴」読売新聞, 2016, 9, 16 等でも, DV により前夫の恐怖から行動が起こせない状況が語られている。
- (34) 被害者研究の中では「闘争する被害者」と「沈黙する被害者」があると言われており, DV 等による被害者は後者に陥りやすく, 絶望感や孤立感から被害者であること自体を自覚していなかったり, 周りから「主人を怒らせるお前が悪い」などという「被害者非難」を受け入れていたり, また心的外傷後ストレス障害などにより, 言語化や自己主張ができず沈黙せざるを得ない状況に陥っていると言われる。高畠克子編著「DV はいま協働による個人と環境への支援」ミネルヴァ書房, 2013, 55～58 ページ
- (35) 前掲(2), 308 ページ
- (36) 家庭裁判所における親子関係事件の状況の調査結果により平成 17 年の状況が示されている。前掲(3), 196 ページ
- (37) 要保護児童等に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに, 要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行う(児福法第 25 条の 2 第 2 項)。虐待対応・予防への支援が中心だが, 養育を巡る困難を抱える家族への支援も対象となる。支援対象は「要保護児童」だけでなく, 「要支援児童」(保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童であって要保護児童にあたらない児童), 「特定妊婦」(出産後の子どもの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のこと)(児童福祉法第 6 条の 3 第 5 項)も対象。
- (38) 無戸籍支援窓口がある明石市では, 妊娠の届け出時の質問票に無戸籍になる可能性を聞く項目も設けられている。
- (39) 2016 年 12 月 16 日には「要支援児童等(特定妊婦を含む)の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」が, 児童福祉・母子保健関係機関に通知された。
- (40) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長「『市町村子ども家庭支援指針』(ガイドライン)について」雇児発 0331 第 47 号, 平成 29 年 3 月 31 日, また要保護児童対策地域協議会調整機関担当者の研修での到達目標「2 技術」の中に「無戸籍児の対応を適切に行うことができる」という項目が設けられた。